

国立国語研究所学術情報リポジトリ

動詞の連体修飾法

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 太郎, TAKAHASI, Tarô メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00001710

動詞の連体修飾法

高橋 太郎

1 はじめに

動詞¹⁾ (または動詞で結ばれる句・節) は、その動詞を連体形で実現することによって、連体修飾語 (句・節) になるが、その修飾の仕方は、働きの上からいくつかの種類にわけられる。

例1 馬に乗る人

例2 馬に乗る話

例1では、被修飾語の示すものを主体とする動作を示す句で修飾しており、例2では、被修飾語の示すものの表現内容を示す句で修飾している。

このような違いは、従来は意味上の違いとされ、文法上の問題としてはとりあげられなかった。これを初めて文法の問題として提出したのは奥田靖雄氏の“文章の書き方(二)”²⁾である。奥田氏は“文法学でカテゴリーというものは、現実に存在しているものごとのつながりを言葉でうつしだしたもので、したがって文法的な意味なのである。「カザリ・カザラレのくみあわせ」という文法形式で、どんなカテゴリーがいいあらわされているか、これがこれからわたしの説明することである。”として、次のように“カテゴリー”をわけている。

㊦ ものごとをかざる場合

- (1) カザラレがカザリでしめされる動作・状態のぬし (主体) である場合
- (2) カザラレがカザリでしめされる動作の直接の対象である場合
- (3) カザラレがカザリでしめされる動作の手段である場合
- (4) カザラレがカザリでしめされる動作のむかっていく対象である場合

㊧ 「もの」と「こと」とをかざる場合

- (1) 「もの」
- (2) 「こと」

㊨ 形式に内容をあたえる場合

㊩ 場所をかざる場合

(四) 時間をかざる場合

この論文は、動詞の連体修飾法を文法的意味という観点から追求した点で新しい業績である。しかし次の2点に不十分なところがある。

(i) 文法的意味に対する文法的形態の裏付けが弱いこと。たとえば(四)と(五)とを(一)の(1)~(4)の後に続けて(5)(6)としてはいけない理由などが説明されていない。

(ii) 分類の規準が統一的でないこと。たとえば“地主に対する態度”というものが(三)にはいっているが、もし“地主に対する手段”というものがあつたとしたら、それは(三)か(一)(3)かわからない。

こうした点を克服して動詞の連体修飾法を再編成しようというのが本稿の目的である。この研究を進めるに当って、私が留意している点は次の3点である、

(i) 語のつながりの意味を明確にとらえること。

(ii) 形態的な裏付けをできる限り見付けていくこと。そのため“結びつきの形態”という概念を設定した。(後述)

(iii) カテゴリー間の関係を求めること。

ここで、本稿で私が特定の意味に使う述語を定義しておく。

〔叙述されることがら〕 叙述される種になっていることがら。特に修飾語である動詞を述語として叙述する際の、叙述される種になっていることがら。たとえば、例1・2では、ダレカガ馬ニ乗ルということがら。さらに、ダレカガドコカドイツカ馬ニ乗ルということがら。

〔叙述要素〕 叙述されることがらの構成要素であるもの。主体・対象・手段・相手・時間・場所など。例1の「人」が示すヒトは叙述要素の一つであるが、例2の「話」が示すハナシは、修飾語で叙述されたことがらの内部になく、叙述要素ではない。

〔規定〕 修飾語に示されたことがらが被修飾語に示されるもの・ことにかかわっていく、そのかかわり方。つまり修飾という形態の、文法的意味の側面。

〔結びつきの形態〕³⁾ 語が結びつく時、その結びつき方の形式。“修飾語は被修飾語の前に来る”，とか“「ロダンの考える人の像」と言って「考える人のロダンの像」と言わない”とか“「仕事をする元氣」などのような気持に対する内

容規定の修飾語には主語がない”とかはいずれも結びつきの形態の上での事実。

この研究に当っては、主として次の4書を資料に使った。⁴⁾ 本稿の引用例には出典を頭漢字で示してページ数をつけた。

田山花袋「時は過ぎ行く」岩波文庫

島崎藤村「桜の実の熟する時」岩波文庫

島崎藤村「千曲川のスケッチ」岩波文庫

二葉亭四迷「其面影」岩波二葉亭全集

なお、引用例のうち「オ」印のあるのは、前記奥田氏の論文から借用したものである。

2 規定の仕方の基本的分類

動詞の連体修飾法は、その規定の仕方から基本的に五つに分けることができる。

- A. 叙述規定
- B. 具体規定
- C. 内容規定
- D. 条件規定
- E. 形式規定

A. 叙述規定 被修飾語が叙述要素の一つを示し、それを、叙述されることがらの一環として規定する。

- 例3 それを聞いた奥方は(時63)……………主体
- 例4 人々のつかふ扇子が(桜51)……………対象
- 例5 良太の世話になった勤王家は(時8)……………相手
- 例6 牛肉を包んだ新聞紙を(千113)……………手段
- 例7 勝子のすむ家を(桜200)……………場所
- 例8 教授達の家庭へ一同招待された夜の楽しさなぞが(桜18)…時間

B. 具体規定 被修飾語が、叙述されることがらまたはその叙述要素の一つとして抽象した類概念を示す語であり、それを、叙述されることがらによって具体化する。

- 例9 人が皆なザンギリで無腰で歩いているさまが(時47)

- 例10 蚊帳を三角につった形 (作例)
 例11 朝顔が赤く咲いた色は (作例)
 例12 三人の家族で下女二人使ふ身分 (其73)
 例13 その次ぎの次ぎの日曜にやって来た時には (時103)
 例14 さっきそこで仕事をしている所へ (作例)

C. 内容規定 被修飾語が知覚・思考・表現などを示す語であって、それを、知覚・思考・表現などの内容で規定する。

- 例15 新しい東京の勃興して行く光景 (時29)
 例16 その息子が突然帰って来た夢 (時248)
 例17 お前は家のあととはつがない気かえ (時10)
 例18 君は小夜さんを手放す話になると (其94)
 例19 末は如何にかなる見込が (其172)
 例20 家が見付かって借りの約束をした (時228)

D. 条件規定 被修飾語がものごと、または関係を示す語で、それを、それが成立するための条件で規定する。

- 例21 この作品を読んだ衝撃と昂奮は (“人間の条件” 広告)
 例22 油をしぼったかす (作例)
 例23 家の者が出払った留守に (其53)
 例24 いろいろ苦勞した結果 (時187)
 例25 長々お世話になった礼と (時65)
 例26 強飯をつめる手伝を (桜214)
 例27 伝馬町に泊った翌日 (桜214)

E. 形式的規定 形式は連体修飾になっているが、被修飾語の示す物が明瞭でなく、規定というよりは、むしろ修飾語に実現された叙述を被修飾語によって名詞化したり、被修飾語が陳述要素に転化したりしている。

- 例28 一生お嫁になんぞ行くもんか (「浮雲」オ)
 例29 一級あがって行くことになりました。(坊ちゃん」オ)
 例30 捨吉は死んだやうに腰掛けた。(桜137)

上の5分類は規定の仕方という文法的意味によるものであるが、形態上の違いを求めた結果、Aとその他との間にだけ結びつきの形態の違いを求めることができた。それは、Aの場合、叙述要素の一つが被修飾語の方にまわっているため、修飾語に叙述要素を実現する語が必ず⁵⁾ 欠如しているということである。

このことは後述するようにAとBとの間に一線を画する根拠にもなっている。

B～Eを四つにわけたのは規定の仕方によるものであるが、これは個々にのべて行くことにする。

3 叙述規定と具体規定

例31 家の十層倍もある奴がぐんぐん流れて来るんですからね。(時147)

例32 咽喉を流れて行った熱いやつは(桜168)

上の2例の“やつ”はどちらも修飾語に叙述されたことがらの主体であり、修飾語に主語がないという、結びつきの形態の上での特徴をそなえている。つまり、この限りにおいてこの2例の修飾法は叙述規定であるといえる。

しかしこの2例の規定の仕方にはもう一つ別の側面がある。それは“やつ”という類概念を、修飾語が具体化しているということである。例31の“やつ”はこの文章では「氷」をさしている。「氷」の実体的側面を捨象したものが“やつ”なのである。“やつ”という語は修飾されることによって初めて実体性になるのである。

こういう二つの側面をもった規定の仕方を叙述-具体規定と呼ぼう。次の諸例はこれに属する。

例33 まるで考へることを仕事にでもして居る人物のやうに(桜171)

例34 捨さんは養子には貰へない方なんですか。(桜31)

例35 今の若い人達の云ふことは(時247)

例36 草の生えた場所を(千22)

例37 初めて駿河台の邸に、旧藩主を訪ねて行った時には(時49)

例38 顔が赤くならない程度にのめ(作例)

例39 若い人達の延びて行く勢は(桜119)

例40 おつまが庭を歩いてゐる姿など(時60)

例41 お婆さんは捨吉のしたことを咎めようとする様子もなかった。(桜62)

こういう叙述-具体規定の、具体規定としての側面が強くなると、叙述規定としての側面が持っていた形態的特徴が失われて、例9～14のような具体規定になる。

こうした、叙述規定から具体規定への過程を、同じことがらを用いて説明し

てみよう。

例42 流れて行く氷がある。

例43 流れて行くものがある。

例44 氷が流れて行くものを流氷という。

例42の「氷」、例43の「もの」は、いずれも、修飾語で叙述されることがらの叙述要素の一つ（主体）を示している。その意味で、ともに叙述規定である。ところが、例42、例43の「もの」は氷を抽象した類概念であり、修飾語は、その類概念より下位の、具体的ことがらを示し、そのことがらで「もの」を具体化する働きを持っている。その意味でこの両者は具体規定である。ところで、例43は叙述されることがらの主体を示していたが、例44では、「もの」はもはや主体を示しておらず、主体を示しているのは、「氷が」という主語である。つまり例44は叙述規定でなくなっている。このようにして結びつきの形態を異にする具体規定が出て来るのである。

4 具体規定と内容規定

具体規定は、被修飾語が、叙述要素を抽象した概念を示す場合と、叙述されたことがらを抽象した概念を示す場合とにわけられる。この両者の間にはっきりと線を引くことはできないが、例9～14は比較的前者の傾向が強いものである。次のようなものは比較的后者の傾向が強い。

例45 父の農父が糶をつめた俵に繩を掛けて、それを負ひながら家を指して運んで行く様子だ。(千97)

例46 二十日ばかりジメジメ降り続いた天気が(千40)

例47 そこはだらだらと次第下りに谷の方へ落ちてゐる地勢で(千120)

例48 極端から極端へ飛んで行ってしまふ自分の性質を(桜110)

例49 貴女は寧ろ側杖を喰ってゐる傾きがあるのだ。(其101)

こういう修飾の場合、修飾語で叙述されたことがらは被修飾語で示されたものの内容をなしている。その点で、これは内容規定に近い。こういう規定の仕方を、具体-内容規定と呼ぼう。

具体-内容規定は具体規定と異なった働きを持っている。それは形容詞的だということである。このことは形容詞の連体修飾法を調べた後でないとはっきり

りしないが、私はおおよそ次のように考えている。

次の文に示されたようなことがらがあるとする。

例50 奥方はしゃんとした姿で旦那の前に出た。(時26)

ここから五つの連体修飾の例を作ろう。

- (イ) 旦那の前に出た奥方
- (ロ) 奥方が旦那の前に出た姿
- (ハ) しゃんとした姿
- (ニ) 奥方がしゃんとして旦那の前に出た姿
- (ホ) しゃんとした奥方

(イ)では、「奥方」は修飾語で叙述されたことからの主体を示している。(ロ)では奥方を姿という側面で抽象している。そしてこの「姿」という抽象的な概念を修飾語で肉付けしているのだといえる。(ハ)もやはり「姿」を修飾語で肉付けしている。ところが、(ロ)と(ハ)とは肉付の仕方が違う。(ハ)は「姿」という類概念を「しゃんとした」という下位概念で限定している。それに対して(ロ)は「姿」が出て来る根拠を示している。これを、(ハ)は実質規定、(ロ)は存在規定と呼ぶこともできる。こう呼ぶと、(ニ)は存在-実質規定という複合的規定であるといえる。このような概念関係でおして行くと、(ホ)は属性規定だということになる。

さきほどから具体規定として論じてきたものを、この考えで言いかえると、

叙述-具体規定は存在規定であり

具体-内容規定は実質規定であり

具体規定は存在-実質規定である

ことになる。

しかしこの考えをおして行くと、(イ)(ハ)(ホ)という、いずれも結びつきの形態を同じくするもの(みんな叙述規定の中の主体規定)が、別々になってしまう。これがこの問題に関する私のなやみである。このなやみを解決する手がかりは(ハ)(ホ)が形容詞的であるということである。従ってこれらは形容詞の連体修飾法が調べられた後、再編成するつもりである。

具体-内容規定は内容規定と似ているが、被修飾語の示すものが、修飾語で叙述されたことだからから離れてしまっていない点に、はっきりとした違いがあ

る。

これを認識活動の関与の仕方では、具体-内容規定の方は、修飾語と被修飾語を結びつける言語主体にのみ認識活動があるのであるが、内容規定の場合には素材そのものにすでに認識活動が関与している。

ただし、被修飾語が知覚をあらわす語の場合は、この関係が明瞭でないものがある。

例51 やがて隣の間で床を敷く^{けい}氣勢が(時126)

例52 幾分か姉様や阿母さんに圧迫された気味も有ったかねえ。(其141)

この項(4)にのべたことは、かなり論理・心理的説明が多い。⁶⁾しかしここでのべた事実は、形容詞的性質という言語に内在するものを調べあげた時、明瞭になるものと思う。

5 気持規定

内容規定のうち、被修飾語が気持を示す語である場合は、修飾語に主語がないという、結びつきの形態の上での特徴がある。これを気持規定と呼ぶ。

例53 彼は自分の少年の日を見る心持がして(桜113)

例54 仕事に出る元気がなくなって(時57)

例55 お前は家のあととはつがない気か(時10)

例56 東海道を下って行って見るつもりだ。(桜217)

6 叙述-条件規定

例57 捨吉はそこに集って居る皆の話の的になった。(桜107)

例58 買ってきた半数はくさっていた。(作例)

例59 殿様のお下郎のある近所かえ。(時115)

例60 芝居のはねた頃は(桜91)

例61 石垣の下を帰って行く途中。(千32)

例62 死ぬ当人は(時45)

例63 斯の山国へ移り住んだ当時(千85)

以上の例の被修飾語の示すものはすべて叙述要素という側面を持ち、それを反映して、修飾語のほうにその叙述要素を示す語が欠如している。その点で、これらは叙述規定である。しかしこの被修飾語は叙述要素となんらかの関係を

持つ概念を示している。

被修飾語の示すものは、例57～58では叙述要素であるものに対する割合、例59～61では叙述要素である場所や時間に対してなんらかの関係を持つ場所や時間、例62～63では話題のことがらを受けていることを示すものである。これらの、被修飾語に示されたものは、すべて修飾語で叙述されたことがらを条件として成立することがらである。その点で、これらは条件規定の側面を持つ。

こうしたものを叙述-条件規定と呼ぶ。

7 条件規定

条件規定は更に生産規定・因果規定・時空関係規定の三つに分けられる。

生産規定：被修飾語に示されたものが、修飾語で叙述されたことがらの結果生じたものである。

例64 先に息子を失ひ、今また娘を失った悲哀は（時65）

例65 斯の新しい知人を見つけた喜悅（桜159）

例66 ふろをたく煙（作例）

例67 プログラムを開ける音が（桜10）

例68 今朝もちを食べた残り（作例）

なお、叙述されることがら自身が生産である場合は、叙述規定のうちの対象規定である。

例69 お初の生んだ男の児も（時251）

生産規定は解説の役割をもつことがある。

例70 家の者が出払った留守に（其53）

例71 源氏と平家が戦った古戦場（作例）

例72 時の歩いた恐るべき足跡（千29）

因果規定：被修飾語に示されたものが、修飾語で叙述されたことがらを、原因・結果・目的・理由などとして成り立つものである。

例73 長々お世話になった礼と、かうした不心得をする詫言ばかりで（時65）

例74 晩の乳を配達する用意が（千9）

例75 田舎の人達の上京する準備（時131）

時空関係規定：被修飾語が時間・空間に関係している条件規定。

- 例76 雪が五尺も六尺も積る中を（時206）
 例77 松並木が行く先にあった。（桜202）
 例78 彼女が見えなくなった後まで（桜6）
 例79 私は外出した序に（千101）

条件規定において、被修飾語が抽象化されると、状況規定の従属文を作るための接続辞化する。つまり形式的規定に転化する。

- 例80 いろいろ苦勞した結果（時187）
 例81 思ひ屈したあまり（桜80）
 例82 皆な立合った上で（時17）
 例83 学問するかたはら都会の行儀作法を見習ひ（桜96）
 例84 お父さんは捨吉を見るために（桜104）

8 形式的規定

形式的規定というカテゴリーを立てたが、実は、これは今までのべたものからの転化であって、その働きもばらばらであり、共通しているのは、修飾語が被修飾語を規定するというにはあまりにも形式的である、という点だけである。大きく分けると三つになる。

(i) 被修飾語が状況規定の従属文を作るための接続辞になる。

これに例80～84が属することはすでにのべたが、このほかに具体規定から転化したものもある。

例85 一見したところ、これは……（作例）

なお例86のようなものは、「時」が示す実体があり、またこれが状況規定となるのは、時数詞とも呼ばれる、この名詞の性質であって、動詞に修飾されたことによるのではないから、ここにいけない。

例86 朝起る時、せきが出る。（作例）

(ii) 被修飾語が修飾語を名詞化する。

例87 蛙の声を思出すことが出来た。（桜214）

例88 若い人達を自分の気に合ふやうにしようとするのが（時219）

(iii) 被修飾語が終助詞化する。

例89 一生お嫁になんぞ行くもんか（「浮雲」オ）

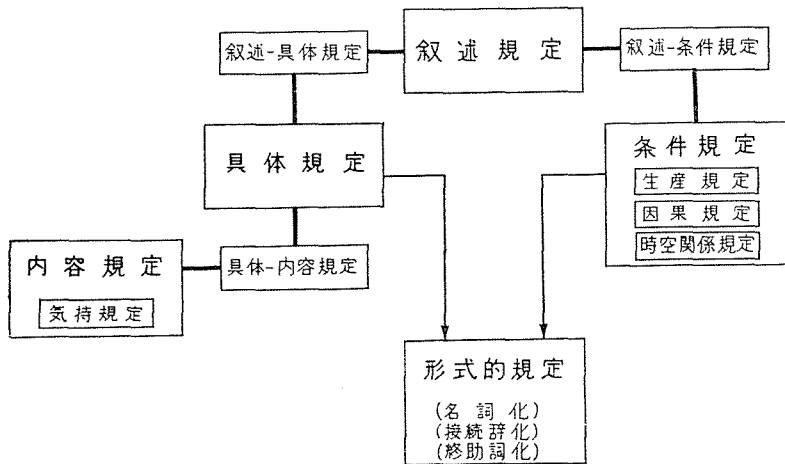
例90 オヤ 大変かたづいたこと（「浮雲」オ）

(ii) と (iii) とは具体規定のうちの非常に特殊なものから転化したと思われる。

9 カテゴリーの関係図

以上にのべてきたカテゴリーの諸関係を図示すると第1図のようになる。

第1図



10 名詞の分類へ

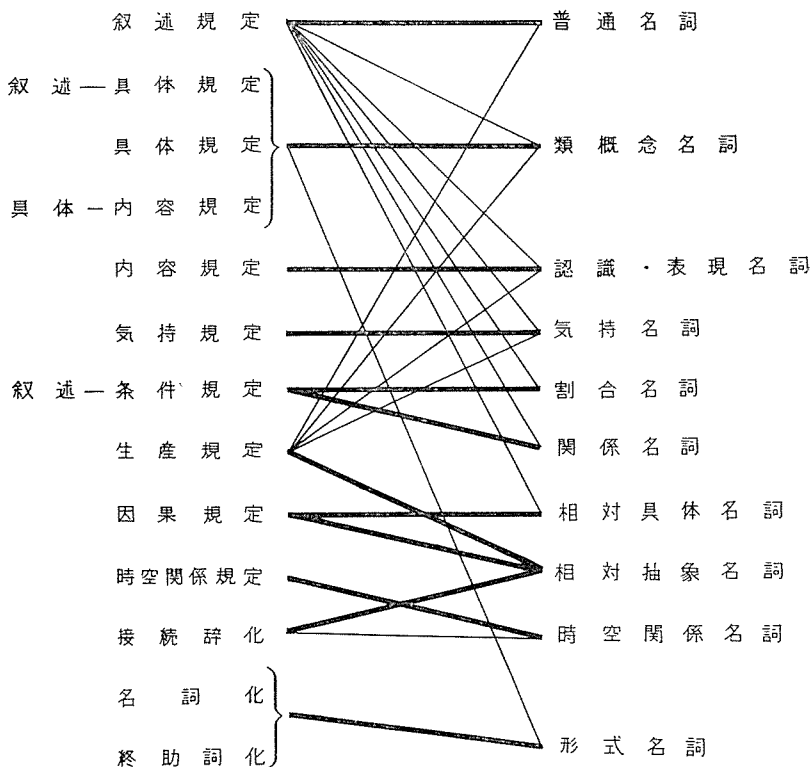
以上のような諸カテゴリーは、文中における修飾語と被修飾語との結びつきにおいて実現されるものである。従って、同じ語であっても、結びつきが異なれば規定の仕方が異なることになる。

- 例91 お初から聞いた話は (時163)……叙述規定
- 例92 小夜さんを手放す話 (其18)……内容規定
- 例93 棚を作る目的で木を切る (作例)……内容規定
- 例94 木を切る目的は棚を作ることだ (作例)……叙述-具体規定

しかし、あらゆる名詞があらゆる規定の受け方をするわけではない。それぞれの名詞ごとに規定の受け方が定まっているようである。私は、まだそれを調べるための調査はしていないが、動詞連体法を調べる中で、あらましの見当をつけることができた。名詞をいくつかに分け、それを規定の受け方と関係づけ

ると第2図のようになる。(なお第2図の各種名詞の内容は、紙数の関係でここにのべないが、今までのところで大体のことは説明できているものと思う。)

第2図



第2図に示した関係を破ろうと思えば、別の文法的手続をふんでそれに代る働きをさせなければならない。例95～98は普通名詞に叙述規定以外の規定を受けさせた例である。

- 例95 彼がつけた名前……叙述規定
- 例96 彼がつけたという名前……具体—内容規定代理
- 例97 私が聞いた時の名前……具体規定代理
- 例98 戸籍に入れるための名前……条件規定代理

一般に、日本語の名詞を分類することは文法的に意味がない、といわれてきたが、上に見たように、名詞がその種類によって特定の規定の仕方を要求し、

さらに連体修飾語句の特定の構文形式を要求するとすれば、名詞はぜひとも分類されなければならないであろう。もちろん、名詞の機能は連体修飾を要求することだけでなく、またその連体修飾についても動詞のほかにも形容詞や名詞などがその役割を受持つので、動詞の連体修飾を調べるだけで名詞を分類することはできないが、以上にあげただけでも名詞性分類の必要性は見出されるのである。

注

- 1) いわゆる“動詞文節”をふくむ。従って動詞にいわゆる“助動詞”がついて、その“助動詞”が連体形であるもの、たとえば“食った”“見られる”なども、動詞連体形とする。
- 2) “教育”1955年7月号11～23ページ。
- 3) 動詞連体法などでは、既存のせまい意味での“形態”に頼っていたのでは、文法的意味に対応する形態が求められない。そこで新しい“形態”、“形式”の概念を見出そうとして、いろいろ試みているが、現在のところまだはっきりしたものを見出していない。ここに示した“結びつきの形態”という概念は、模索中において仮りに立てたものであって、近い将来に根本的に考えなおさなければならないものである。
- 4) この資料は、言語学研究会文法部会の作成・所有するカードを借りたものである。
- 5) 一つ一つの用例については、A～Eを通じて、叙述要素を示す語が一つならず欠如しているが、Aの一つは、被修飾語にまわったぶんが必然的に欠如しているのである。
- 6) “論理的・心理的”と言っても、既成の論理学や心理学から借りたということではない。あくまで、「その言語が表現していることがら」という事実にもとづいて帰納したのである。ただその場合、表現していることがらをつかまえる仕方が、意味の論理的・心理的な側面にたよるばかりで、形態的なものをよりどころにしていることを、ことわったのである。なお、ここで行った分類は、論理的側面に關しても、言語事実をよりどころにしているので、分類法や命名法が既成の論理学のごときものと一致していなくてもいっこうにさしつかえないものと考えている。

〔付記〕

1. 本稿では、量的な扱いをしなかったが、諸カテゴリーのうち、叙述規定が圧倒的に多く、その中では、主体規定と対象規定が、中でも主体規定が非常に多い。また、被修飾語が「こと」「もの」「よう」であるものも多い。
2. 「例1,2」であげた例、つまり

例1 馬に乗る人

例2 馬に乗る話

の2つが、別のカテゴリーに属するということが何によってきまるといふことまで明らかにしておかないと、不完全である。この稿では、二つの面で、そのことにふれた。一つは結びつきの形態であって、注5)ののべ方を借りると、例1は「人」という叙述要素を示す語が被修飾語の方にまわったために欠如に必然性があり、例2の主語の欠如は必然性がないことである。もう一つは、名詞の違いであり、「10」にのべたように「話」という語が内容規定をうけるといふ文法的性質をもっていることである。しかしこれらはともに不十分である。なぜなら第1は解釈にすぎないし、「話」の用例を丹念にしらべた結果として出されていないからである。

このことからわかるように、次の段階でしなければならないことは次の2点である。

(i) 「結びつきの形態」を追求すること。

(ii) 文法における語彙論的問題のとりあつかいをはっきりさせること。

以上の2点に関して、ある人は、(i)点は文脈の問題、文章論の問題であるとし、また(ii)の点は語彙論の問題であるとするかもしれない。しかし、例1、2において、被修飾語が修飾語の主体であるとか、修飾語が被修飾語の内容であるとかいったことは、語と語の結びつきの上での事実であって、語彙論自身の問題でもなければ、文脈の問題でもない。かりに、それが語彙論の意味のみによって決定されたり、文脈のみによって決定されたりしたとしても、それは、「この結びつきのカテゴリーは語の語彙論的意味(または文脈)のみによって、決定される」と文法書に書かねばならぬような問題であろう。